

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 安藤建設工業株式会社(法人番号3370001017458)
業者の住所 : 宮城県富谷市志戸田北田子沢107
- 2 指名停止措置期間 : 令和8年9月18日 から 令和8年12月17日 まで(3か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格者の元代表取締役は、上記有資格者が所有する不動産の利活用を巡り、富谷市職員に対し便宜を図ってもらう目的で接待を行ったとして、令和8年6月10日、宮城県警に贈賄の容疑で逮捕された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号ア(贈賄)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄) 付表第2

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のア、イ又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上9月以内 2月以上6月以内 1月以上3月以内